

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第180号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年8月23日 12時30分ごろ
発生場所	愛媛県今治市菊間港北方沖 菊間港防波堤灯台から真方位354° 1,200m付近 (概位 北緯34° 02.9′ 東経132° 50.2′)
事故等調査の経過	平成25年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 第二十一 ^{なにお} 浪速丸、1,332トン 137103、浪速タンカー株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 B 油送船 松柏丸 ^{しょうはく} 、136トン 141434、麗澤海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央部ハンドレールに曲損 B 右舷船首防舷材に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、菊間港北方沖で船首を北方に向けて錨泊中、給油のために待機していたところ、平成25年8月23日12時30分ごろA船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、菊間港北方沖でA船に給油するために接舷作業中、船長Bが、波により、B船の船首部がA船のブルワーク辺りまで持ち上がる状況であったものの、船首部に防舷材を取り付けているので、損傷が生じることはないものと思い、A船に接舷したところ、持ち上げられた船首部が波の降下と共に下がり、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 西流約0.5ノット
その他の事項	A船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.0mであった。 B船の喫水は、船首約1.5m、船尾約2.5mであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A なし、B あり A なし、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A 船は、菊間港北方沖で給油の目的で錨泊中、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、A 船に接舷作業中、船長Bが、波により、B 船の船首部が A 船のブルワーク付近まで持ち上がる状況であったものの、船首部に防舷材を取り付けているので、損傷が生じることはないものと思ひ、接舷作業を続けたことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B 船が、菊間港北方沖において、錨泊中の A 船に接舷作業中、船長Bが、波により、B 船の船首部が A 船のブルワーク付近まで持ち上がる状況であったものの、接舷作業を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長Bは、本事故後、持ち運び式の防舷材を用意した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船に接舷する場合、波の影響及び乾舷の変化を考慮し、防舷材の設置場所を変更すること。